

平成30年9月13日（総18第18号）  
在デンパサール日本国総領事館

## 1 自然災害

### (1) ロンボク島における地震

7月29日に続き、8月19日ロンボク島東部でM7.0の地震が発生しました。この地震による邦人の人的被害の報告はありませんでしたが、その後も同島では余震が断続的に続いています。なお、東ヌサトゥンガラ州周辺においてもM6.0～M7.0の地震が発生しています。今後も地震の関連情報の入手に努めてください。

### (2) アグン山の状況

7月2日以降、アグン山では溶岩を伴うマグマの噴火は確認されておらず火山活動は落ち着いている状況ですが、噴火警戒レベルは依然としてレベル3（警戒）のため、引き続き状況を注視するとともに、最新の情報収集に努め安全に十分注意してください。

## 2 治安情勢（テロ関連情報）

治安当局は、インドネシア国内各地でテロ容疑者を検挙する等テロの疑いがある動きに対して、引き続き厳重な警戒態勢を敷いています。

現時点において、当館管轄内における具体的な脅威情報はありますが、引き続き最新の治安情勢等の関連情報を入手し、日頃から危機管理意識を高く持つよう努め、特にテロの標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、ナイトクラブなど多くの欧米人が集まる場所、ショッピングモール等不特定多数が集まる場所等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払ってください。

万一不審な人物や状況を察知した場合には速やかにその場を離れる等、安全確保に十分注意を払ってください。

## 3 一般情勢

### (1) 狂犬病

ここ最近、バリ州カランアセム県及び東ヌサトゥンガラ州フローレス島の住民が狂犬病ウイルスを持った犬に咬まれ死亡する事案が報じられています。また、報道によれば、本年1月～8月までにバリ島において105件発生している旨報じられており、当局も注意を呼び掛けています。屋外を徒歩で移動する場合は野犬等の動物に十分注意し、万一咬まれた場合には、まず傷口を石鹼と水でよく洗い流し、速やかに医療機関を受診し、ワクチン接種等の治療を受けてください。

### (2) 高波に警戒

当地気象庁からは、バリ島、ロンボク島南海域等において引き続き高波の警報が発出されています。波の高い海岸には近づかないようにするとともに、天候の急変等に十分注意しつつ海でのレジャーに際しては身の安全を十分確保するようにしてください。

### (3) 麻薬・薬物への注意

バリ州各地において、インドネシア人、外国人を問わず麻薬・薬物関連の逮捕事案が続いています。治安当局は薬物犯罪に対し厳しい姿勢で臨んでおり、当地裁判所も外国人に対しても死刑を含む重い判決を下しています。麻薬・薬物には絶対に関与しないようにしてください。

#### 4 邦人事件・事故関係

##### (1) スリ・ひったくり

累次のお知らせのとおり、邦人旅行者のスリ被害が多発しています。ひったくり被害の報告は受けていませんが、特に深夜から未明にかけての繁華街では、(集団)スリやひったくりが多発しており、徒歩で移動する場合には所持品の管理に注意してください。

- 夕方、クタ地区で買い物中、数名の者から声を掛けられ気が付いたら後ろポケットに入れていた2名分のパスポートがなくなっていた。
- 昼頃、レギャン通りを散歩中、リュックのポケットに入れていたパスポート及び現金がなくなっていた。

##### (2) 空き巣

9月上旬、クロボカン地区において在留邦人宅において空き巣被害が発生しています。住人は犯人と遭遇することはありませんでしたが、状況から帰宅時に室内に潜んでいた可能性があります。侵入箇所は明らかではありませんが、外出時には今一度、戸締まりにご留意ください。

- 午後8時半頃、外出先から自宅に戻りテーブルにパスポート等が入った鞆を置いていたところ、少し目を離れた際に鞆がなくなっていた。

##### (3) 置き引き

8月下旬、サヌールビーチで置き引きが発生しています。ビーチに限りませんが、貴重品が入った所持品の管理には十分注意してください。

- 午後7時頃、サヌールビーチの砂浜に座り肩掛けバッグを側に置いて携帯電話を操作していたところ、パスポートや現金等が入った鞆がなくなっていた。

##### (4) 水難事故

8月中旬、ジュンブラナ県で邦人旅行者がサーフィン中に死亡する事故が発生しました。危険を伴うレジャーをされる際は、体調管理に加え、万一の場合に備え、事故発生の際の通報先や最寄りの病院の所在地等を事前に確認しておくことをお勧めします。また、そのような事態に備え十分な補償の得られる海外傷害保険等に参加しておくことを強くお勧めします。

##### (5) 旅券紛失が頻発

4月以降、旅券を紛失する事案が数多く報告されています。空港から宿舎への出発時、宿舎到着・出発時、両替時等には今一度旅券を確認するようにしてください。

#### 5 その他（在留邦人数調査及び日系企業に関する調査）

外務省では、毎年10月1日現在において海外に住む日本人に関する調査を行っています。具体的には、当館から在留届の記載内容変更の有無を確認するメールを10月中に送りますので、（変更がない場合も）ご回答をお願いします。電話番号やメールアドレスを変更された方で在留届への変更が済んでいない方は、当該調査メールが届きませんので、お早めに当館までにお知らせください。なお、在留届は事件・事故が発生した場合、安否確認を行うための重要な基礎資料となります。1～2か月の短期間の滞在でも在留届の提出は可能です。まだ在留届を提出されていない方がお近くにいらっしゃいましたら、ぜひ在留届の提出をお勧めください。

また、上記調査に合わせて、当地に進出している日系企業や当地で日本人の方が興した企業に関する調査も行っております。ご案内は、上記の在留届の確認メールに記載しますので、該当する企業の代表者の方はご回答をお願いします。